

令和元年9月5日

東村山市長
渡部 尚 様

東村山市
児童館・児童クラブ運営等検討会
会長 井原 哲人

「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」における検討状況について
(中間報告)

「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会設置要領」第3条第1項の規定に基づき、当検討会におけるこの間の議論により集約された一部の検討結果等について、別紙のとおり報告いたします。

1. 検討会の設置目的

東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会（以下「検討会」という。）は、児童館・児童クラブ事業を取り巻く現下の社会状況等に鑑み、これからの児童館・児童クラブの運営体制等の方針を定めるにあたり、将来にわたり継続して安定的な事業運営を行っていくために東村山市が「公」の立場で担うべき役割とは何か、これからの事業運営の方向性やあり方としてはどのような形が望ましいか、民間活力の導入も視野に様々な角度からのご意見を賜り検討を図るべく設置された会議体である。

2. 検討会の委員構成

検討会は、「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会設置要領」に基づき設置された会議体であり、外部の有識者や保護者、公募市民など7名の委員から構成されている。具体的な委員構成は、以下のとおりである。

選出区分	選出要件	氏名
学識経験者	児童館・児童クラブ事業に関する有識者	いはら あきひと 井原 哲人
学識経験者	公共施設の管理・運営に関する有識者	せき さちこ 関 幸子
学校関係者	学校運営における管理職経験者	はせがわ まさお 長谷川 正夫
児童クラブ保護者	東村山学童保育連絡協議会の推薦する者	ながた ゆきこ 永田 有希子
民間事業者	当市の子育て施策に関する民間事業者	ちば みずえ 千葉 瑞枝
公募市民	市内児童館を利用している未就学児の保護者	かとう みか 加藤 美香
公募市民	市内在住の20歳以上の者	しみず ともみ 清水 知美

3. 本中間報告の位置づけ

本検討会では、その設置目的を達成するため、さしあたり今年度いっぱい
の期間をかけて、児童館・児童クラブ全体に関わる今後の運営体制等の方針（グ
ランドデザイン）について十分に議論を行うこととしている。

一方で、東村山市においては、児童館条例施行規則に規定される「標準とす
る施設規模」を大きく上回る受け入れを行っている児童クラブが複数存在する
現状にあることから、こうした児童クラブにおいて、現在サービスを利用して
いる児童のより安全で快適な保育環境を整えていくため、当該児童クラブが所
在する学区域内の4つの小学校（回田小学校・大岱めぐりた小学校・秋津小学校・北山おんた
小学校）の施設を活用し、令和2年4月より新たに4つの児童クラブを開設す
ることについて、学校側と協議のうえ、既に市として決定をしている。

令和2年4月の施設開設が目前に迫る中、第1回会議においてこれら4校に
おける児童クラブの運営体制等の方針については、年度の中頃の段階までの検
討経過を踏まえ、検討会として意見を述べていく旨を集約し、これを受けこの
間の検討を進めてきたところである。

こうした経過を踏まえ、冒頭で述べたとおり、児童館・児童クラブ全体に関
わる今後の運営体制等の方針（ランドデザイン）については、今年度いっば
いの期間をかけて十分に議論していくことを前提としながら、このたび学校施
設内に新設する4つの児童クラブの運営体制についてもその方向性を同一のも
のとし、本検討会による中間報告として提言するものである。

4. 検討会におけるこの間の検討経過

検討会の会議は、令和元年6月5日を初回（第1回）とし、今日までの間に計3回の会議を開催し、検討・意見交換を行ってきた。審議等の概要は、以下のとおりである。

回数	開催日	審議等概要
第1回	令和元年 6月 5日	東村山市の児童館・児童クラブ事業の現状、現状から導き出される課題等の整理、認識共有
第2回	令和元年 7月25日	児童クラブが担う「機能」に着目した「公が担うべき役割」に関する意見交換
第3回	令和元年 9月 3日	第2回会議を踏まえ、児童クラブが担う機能・役割に関する大筋の方向性を整理のうえ、学校施設を活用した4つの新設児童クラブの運営体制について、中間報告に向けた意見集約

5. 児童クラブの担う「機能」に関する集約事項

第2回から第3回会議にかけて、児童クラブの担う機能について、「公が担うべき役割」などの観点から委員間での検討を行った。委員間で意見集約された事項は、以下のとおりである。

- (1) 児童に対する育成支援や保護者との連携・協力、また、学校や地域との連携・協力など、児童クラブの現場において利用児童に対し直接提供される保育サービスや関係者との連携・協力などの機能については、「民営」による対応が十分に可能であり、さらに「民営」ならではの多様性を活かした運営も期待できる。これらを踏まえると、民間活力の導入について積極的に検討すべきである。
- (2) その一方で、児童クラブにおいて一定水準以上のサービスを市民が安心して継続的に受けられるようにするためには、サービス水準等のルールづくりや定期的なチェックなどの機能は、引き続き「公」がその役割を担っていくべきである。
- (3) 民間活力の導入により対応を図る場合においては、これまでの経過等を踏まえて事業者を慎重に選定する必要がある。また、市においては、児童や保護者等の意見を踏まえ、「公」の立場で必要な関与を継続することとサービスの維持・向上に努めるべきである。

6. 学校施設を活用した4つの児童クラブの運営体制等に関する提言

前頁の集約事項を踏まえ、東村山市の児童クラブにおいて、将来にわたり継続して安定的な事業運営を行い、今後もサービスの維持・向上を図っていくことを目指し、本検討会で引き続き検討を進める。

ただし、令和2年4月に開設する学校施設を活用した4つの児童クラブの運営体制等については、以下のとおり提言する。

先行事例のある指定管理者制度を活用し、新たに設置される「公設民営」の児童クラブとして、民間活力の導入を図る。

なお、本提言を踏まえ、必要な情報提供・周知を行う。特に、民間活力の導入により整備を行う4つの小学校（回田小学校・大岱めぐりた小学校・秋津小学校・北山小学校）の利用児童並びに保護者に対して必要な情報提供・周知を行い、疑問や不安の解消に努めること。

7. おわりに

本中間報告においては、令和2年4月の学校施設を活用した4つの児童クラブの新規開設に向け、市として速やかな方針決定が必要である実情等を踏まえながら、これらの児童クラブの運営体制等の方向性についてを中心に、先行して議論を進め、検討会として提言を行った。

東村山市においては、本中間報告における提言を尊重いただき、施設開設に向けた所要の準備を速やかに進めるとともに、「公」の立場として開設後の安定した事業運営に努められたい。

なお、今後も年度末にかけて本検討会の会議を開催し、東村山市の児童館・児童クラブ全体に関わる今後の運営体制等の方針（グランドデザイン）の決定に向けた検討を継続することとし、その検討結果については十分な議論を経たのち、最終報告を行いたい。

以上